

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年1月14日認可した。

令和2年1月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高橋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西永井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）森池地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一宮上所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原又地区
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一万地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上牛池地区